

報道関係者各位

令和2年春季火災予防運動について

今年も4月9日(木)から22日(水)まで、県内で令和2年春季火災予防運動を行いますので、お知らせします。

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるなか、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的としており、県内の消防機関が様々な取組みを実施します。(別紙参照)

◆ 実施概要

◇全国統一防火標語 『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』
◇重点目標 (1) 住宅防火対策の推進
(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
(3) 放火火災防止対策の推進
(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
(5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
(7) 林野火災予防対策の推進

◆ 春は火災が多い

①春は空気が乾燥している日が多く、火災が起こりやすい季節です。

②雪解け後で、たき火など屋外で火を使用する機会が増えます。

◎令和元年、2年 月別火災発生件数 (件数は速報値) (件)

元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
建物	18	14	9	14	28	17	7	4	11	15	20	17	174
林野	0	0	1	8	8	3	0	1	0	0	0	1	22
野火等	4	2	13	35	16	10	2	8	4	5	3	1	103
車両等	1	3	1	4	4	3	3	2	4	2	2	4	33
計	23	19	24	61	56	33	12	15	19	22	25	23	332

2年	1月	2月	3月	4月	計
建物	14	17	15	1	47
林野	0	0	3	0	3
野火等	0	1	14	7	22
車両等	1	3	1	1	6
計	15	21	33	9	78

(令和2年4月6日現在)

◆ 野外における火災防止のため県民の皆様をお願いしたいこと

- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 強風時及び乾燥時には、たき火、野焼き等をしないこと
- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 火入れを行う際は、市町村の許可を必ず受けること
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いからは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと

問合せ先：消防救急課 課長補佐 黒坂
電話：023-630-2226
報道監：次長(兼)危機管理広報監 林

令和2年春季火災予防運動期間中の各消防機関の取組み

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期や中止の場合があります。

実施機関名	内 容
<p>山形市消防本部 TEL : 023-634-1195</p>	<p>○火災予防の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署、消防団による消防自動車等での広報活動 ・広報紙（広報やまがた4月1日号）に掲載及びラジオ放送出演 ・消防本部庁舎、消防署と各出張所庁舎、山形市市民防災センター、各消防団ポンプ車庫、各地区公民館、各事業所に防火ポスターの掲示 ・市役所の庁内放送により来庁舎及び職員への火災予防広報 ・観光地における災害情報提供システムを利用した火災予防運動の広報 <p>○防火管理の徹底と消防訓練の実施</p> <p>病院、百貨店、学校、工場、事業所等不特定多数の人が出入り又は勤務する建物の関係者に火災予防運動のポスターを配付するとともに、消防訓練の実施を要請</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止により消防車両による巡回、ポスターの掲示やホームページ、インターネット媒体を活用した広報を重点的に実施する予定</p>
<p>上山市消防本部 TEL : 023-672-1190</p>	<p>○市内各事業所に火災予防運動の実施について文書及びポスター配布</p> <p>○消防車両による火災予防巡回の実施</p> <p>○消防本部庁舎と市内各事業所にのぼり旗を設置</p> <p>○4月1日号の市報に火災予防運動実施について掲載</p>
<p>天童市消防本部 TEL : 023-654-1191</p>	<p>○火災予防啓発文書の発送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内防火対象物（約200施設） ・市内自主防災会（99団体） ・各種団体（市婦人防災クラブ、市危険物安全協会）等 <p>○火災予防防火ポスターの掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所及び公共機関の施設（約200対象物） <p>○サイレンの吹鳴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動初日の4月9日（木）と最終日の4月22日（水）の午前7時と午後7時に各消防団施設のサイレン吹鳴 <p>○住宅防火対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置率調査を兼ねて、一般住宅等を訪問し設置促進及び設置後の維持管理について呼びかける <p>○乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両による管内広報（消防署及び消防団） <p>○林野火災予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山火事防止キャラバンの実施（市担当課と合同） <p>○その他の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報及び市ホームページでの広報 ・大型店舗での火災予防啓発の店内放送

令和2年春季火災予防運動期間中の各消防機関の取組み

実施機関名	内 容
<p>西村山広域行政 事務組合消防本部</p> <p>TEL : 0237-86-2571</p>	<p>○火災予防広報活動 日時：4月9日（木）（14時00分～16時00分） 場所：「ヤマザワ寒河江プラザ店」寒河江市大字寒河江字横道65-1 内容：店頭で火災予防運動ののぼり旗を設置し、ティッシュ、チラシ等を配布して火災予防の街頭指導を実施する。併せて、住宅用火災警報器の設置促進維持管理を呼び掛ける</p> <p>○住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置促進）</p> <p>○消防車両による巡回広報を実施</p> <p>○防火対象物、危険物施設へ火災予防運動の実施について文書で通知</p> <p>○防火対象物、危険物施設への立入検査</p> <p>○火災予防運動について各市町の広報誌、ホームページに掲載</p> <p>○火災予防の立看板、のぼり旗の設置</p> <p>○「さがえまちかどTV」を利用し春季火災予防運動のPR映像等の放映</p> <p>○防火キャラバン 日時：4月5日（日）19時00分頃から1時間程度（各分団毎に実施） 場所：河北町全域 内容：消防団が各分団の消防車両で管轄区域内の防火キャラバンを実施</p> <p>※街頭指導については、新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合があります。その場合は、管内1市4町を広報車で火災予防及び住宅用火災警報器の設置促進の広報活動等を実施する予定です</p>
<p>村山市消防本部</p> <p>TEL : 0237-55-2514</p>	<p>○消防庁舎車庫前に火災予防運動ののぼり旗を設置</p> <p>○村山市防災無線により市内全域に広報（火災予防運動期間の初日と最終日に実施するとともに、火災発生状況や火災気象通報の発令等を考慮し、適時注意喚起の放送を行う）</p> <p>○消防団員による朝夕の警鐘打鳴（4月16日から22日までの期間実施）</p> <p>○消防車両に「火災予防運動実施中」のマグネットを貼り付け、管内の巡回広報を連日実施（融雪期のLPG、ホームタンクの管理指導を含む）</p> <p>○市内各事業所へ防火ポスターの配布と消防訓練の指導</p> <p>○市広報誌及び市ホームページへ関連する内容を掲載</p>
<p>東根市消防本部</p> <p>TEL : 0237-42-0134</p>	<p>○住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置促進・維持管理の徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報に住宅用火災警報器の設置・維持管理についての記事を掲載 ・住宅用火災警報器普及啓発街頭広報 <p>日時：4月18日（土）10時00分～11時30分 場所：「イオン東根店」・「ヨークベニマル東根店」 内容：婦人防火クラブ員・署員によるパンフレット、ティッシュ等を配布</p> <p>○サイレン吹鳴装置・消防署ポンプ車及び消防団ポンプ車、積載車による広報</p> <p>○火災予防運動について市報4月1日号への掲載</p> <p>○市役所庁舎西側に「火災予防運動実施中」の懸垂幕掲示</p> <p>○消防庁舎・消防団ポンプ庫等への火災予防横断幕の掲示</p>

令和2年春季火災予防運動期間中の各消防機関の取組み

実施機関名	内 容
<p>東根市消防本部</p> <p>TEL : 0237-42-0134</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「火の用心」のぼり旗を、消防団各ポンプ庫等に設置 ○大型店舗内放送により、来客者への火災予防等の広報 ○消防団員による朝、夕の警鐘の打鳴 ○大型店舗・公民館・コンビニ・ポンプ車庫へ防火ポスター掲示 ○自主防災会・事業所消防訓練
<p>尾花沢市消防本部</p> <p>TEL : 0237-22-1131</p>	<p>【尾花沢市・大石田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○のぼり旗を消防庁舎、消防団ポンプ庫に設置 ○広報誌に火災予防運動の記事を掲載 ○消防団の防火キャラバン ○消防団ポンプ庫に防火ポスター掲示 ○防火対象物に防火ポスターと火災予防運動要領を配布 ○防火対象物への立入検査 <p>【尾花沢市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火広報 <ul style="list-style-type: none"> ・女性防火協力班（録音）による市内全域の防火広報 ・少年消防クラブ員（録音）による学区内巡回広報 ・防災行政無線を使った防火広報 <p>【大石田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火広報 <ul style="list-style-type: none"> ・防災放送システムでの全町放送
<p>最上広域市町村圏事務組合消防本部</p> <p>TEL : 0233-23-7521</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団合同防火パレード <ul style="list-style-type: none"> 日時：火災予防運動期間中の1日 場所：新庄市・・・市街地 大蔵村・・・村内全域 内容：団ポンプ車3～4台、消防車両1台が各市町村内を防火広報パレード ○各市町村の防災行政無線による防火広報 ○管内防火対象物へ火災予防運動防火ポスターの配布 ○最上広域交流センター「ゆめりあ」及びJR新庄駅改札口脇において、大型ハイビジョンにて火災予防PR動画を放映
<p>置賜広域行政事務組合消防本部</p> <p>TEL : 0238-23-3107</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○共通行事【問合せ先：予防課予防指導係（23-3107）】 <ul style="list-style-type: none"> ・置賜広域行政事務組合ホームページへの掲載 ・構成市町広報誌への掲載 ・防火ポスターの配布及び掲示依頼（官公庁及び事業所等） ・火災予防運動ののぼり旗、横断幕、懸垂幕及び看板の設置 ・消防車両による巡回防火広報 ・構成市町消防団による巡回防火広報 ・地域FM放送による防火広報

令和2年春季火災予防運動期間中の各消防機関の取組み

実施機関名	内 容
<p>置賜広域行政事務 組合消防本部</p> <p>TEL : 0238-23-3107</p>	<p>○米沢消防署【問い合わせ先：予防係（23-3107） 城西分署消防係（26-2042）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署員による街頭広報 期日：4月10日、17日10時～11時、14時～15時 場所：米沢市役所庁舎前 ・女性防火クラブ員・消防署員合同街頭広報 期日：4月12日 午前中 場所：「イオン米沢店前」・「ヤマザワ堀川町店前」 ・米沢市役所庁内放送による防火広報 <p>○南陽消防署【問い合わせ先：予防係（43-3500）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による火災予防広報（4月20日～4月22日） 1日2回（7時00分及び17時00分）実施 ・のぼり旗の設置及び懸垂幕掲揚（消防署、大型店舗に掲揚） ・車両による予防広報（消防署・消防団） ・電光掲示板を使用した予防広報（4月9日～4月22日） パチンコ店に設置されている大型電光掲示板を使用 ・公共施設等へのポスター配布 ・市報掲載 春季火災予防運動の期間及び期間中の事業内容等を掲載 ・山火事、野火防止の注意喚起チラシの配布 J A山形おきたま南陽支店に依頼し、当該組合員へのチラシ配布及びJ A山形おきたまの支店等にチラシを配置し、一般住民への注意喚起を行う。 また、市内の公民館8か所へチラシ設置 <p>○高畠消防署【問い合わせ先：予防係（52-1505）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人防火クラブ員及び消防職員による街頭指導（4月中旬予定） ・消防署及び消防団員による町内各地区への防火広報の強化 ・防災行政無線を使用した町内各地区への広報 ・町内防火対象物への防火ポスターの配布 ・町内の官公庁6箇所への防火看板の設置 <p>○川西消防署【問い合わせ先：予防係（42-3700）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春季火災予防運動について町の広報誌（3月15日号）及びHPに掲載 ・町防災行政無線による町内一斉広報（朝、夕の2回実施） ・消防署及び各分団の車両による管轄内巡回広報（広報用マグネット貼付） ・消防団による一般住宅の防火診断の実施 ・町内全戸に防火チラシを配布し、火災予防を啓発するとともに、住宅用火災警報器の設置普及活動の実施。 ・火災予防運動啓発懸垂幕及び幟旗設置による啓発 ・山林周辺地区への入山者に対する山火事予防意識の啓発 林野周辺住民に対する広報（第5、6分団）、山火事防止たて看板の設置
<p>西置賜行政組合 消防本部</p> <p>TEL : 0238-88-1797</p>	<p>【予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防本部HPに火災予防運動の記事を掲載 ○コミュニティーFM「おらんだラジオ」を活用して広報実施 <p>【長井・白鷹・飯豊・小国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防庁舎前、商業施設等への「火災予防運動」の懸垂幕、看板、のぼり旗等の設置 ○車両に火災予防運動マグネットを掲示して管内の防火巡回の実施 ○事業所等の予防査察、消火避難訓練の実施及び、防火ポスター・住警器設置促進事業リーフレットの配布

令和2年春季火災予防運動期間中の各消防機関の取組み

実施機関名	内 容
<p>西置賜行政組合 消防本部</p> <p>TEL : 0238-88-1797</p>	<p>【長井市】 ○少年防火クラブ「火の用心回り」（長井市：谷内少年防火クラブ） 4月下旬に出発式（4月から9月までの月2回、防火巡回を実施）</p> <p>【白鷹町】 ○消防団による警鐘打鳴（朝夕2回）及び防火広報実施</p> <p>【小国町】 ○役場防災ラジオでの注意喚起実施（4/9～4/22、7時・19時） ○町報への火災予防運動の記事を掲載 ○小国町内防火パレードによる広報実施 日時：令和2年4月5日（日）14:00～15:00 内容：小国町消防団車両、小国町指令車、消防署小国分署搬送車で町内を 防火広報実施</p>
<p>鶴岡市消防本部</p> <p>TEL : 0235-22-8332</p>	<p>○消防車両による防火広報 管内一斉車両防火広報（4月9日（木）7:00～）他</p> <p>○消防団及び消防署合同防火広報</p> <p>○防災無線による防火広報</p> <p>○ケーブルテレビによる火災予防放送（期間中 櫛引地域）</p> <p>○行政情報モニター（鶴岡市本庁舎待合ロビー内設置）による火災予防運動実施に関する放映</p> <p>○火災予防運動実施について、鶴岡市広報誌及びホームページに掲載</p> <p>○管内の事業所等に火災予防運動実施についての書類配布 （ポスター約1,000枚の掲示依頼等）</p>
<p>酒田地区広域行政 組合消防本部</p> <p>TEL : 0234-61-7113</p>	<p>○火災予防イベント（防火パレード）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊佐町内 日時：未定 ・酒田市平田地区 日時：4月5日（日）8:30～ ・庄内町余目地区、狩川地区、清川地区 日時：4月12日（日）16:00～ ・酒田市八幡地区 日時：4月12日（日）8:30～ ・酒田市松山地区 日時：4月12日（日）時間未定 <p>※火災予防広報は予防期間中、住警器設置普及・維持管理は、年間を通じて放送</p>